

静岡県監査委員告示第31号

令和6年10月17日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和6年12月24日

静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 松本 早巳
静岡県監査委員 良知 淳行
静岡県監査委員 阿部 卓也

第1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見5211-1 星野 光央

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

令和6年10月17日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県職員措置請求書

静岡県知事に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

だれが。（県の執行機関又は職員）：

静岡県経営管理部財務局資産経営課及び法務課

※顧問弁護士の選定には、法務課も関わっている。また、法務課は訴訟が提起された場合には、全ての文書を受け取っており、この度の問題ある文書に気づくことは、十分にできた。法務課も文書の検証をしなければならない立場に違いない。

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

令和6年2月16日

金 407,000円

訴訟委任契約に基づく報酬額を支出した。

その前提として、顧問契約が存在する。顧問契約は、年間1,430,000円である。令和6年4月、令和5年10月に半金ずつ支払われている。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

原告が、口頭弁論という裁判長も立ち会う場で、謝罪し、訂正し、文書まで提出した内容について、それをそのまま、訂正前のものを持ち出して、文書を作成し、裁判において提出した。その行為が、とても専門職業家として期待される業務には及ばず、契約の不履行であり、違法及び不当である。現時点（令和6年10月17日）においても、この文書が訂正された事実は存在しない。

また、顧問契約も、正当な手続きや適正な評価の上で、顧問契約が結ばれたのか、疑念を抱かざるを得ない。支出が違法及び不当である。

算定された報酬額そのものについては、違法ではないと考えている。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

支払った金が、最小の経費で最大の効果を発揮していない。訂正が必要ならば、正されなければならない等、弁護士ができないとすれば、裁判も不利になる。無駄よりもひどい金の支出となった。静岡県にとっての損害である。

裁判長の心証を害し、裁判が不利に進行させ、静岡県に損害を与えた

どのような措置を請求するのか。：

静岡県の顧問弁護士や案件ごとの弁護士との契約を見直すこと。

顧問弁護士の選定方法を見直すこと。

契約した弁護士が、適法に、適切に業務を遂行しているか、審査、評価、検証する仕組みを作ること。

弁護士が多数存在する中で、有能な弁護士が、静岡県の顧問弁護士に成りたがらないとするなら、その理由は何なのか、その原因を特定し、解決することは、静岡県にのみ課せられた使命であり、その使命を果たすこと。

上記において、前例踏襲を排すること。

2 請求者

住所 静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1

氏名 星野 光央

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年10月17日

静岡県監査委員 様

(注) 措置請求書原文に即して記載した。

なお、措置請求書には、次のような「説明書」が添付されている。

説明書

令和6年10月17日

星野光央

時系列

(原告) 訴状提出 2023. 11. 16 (甲5)

(被告) 答弁書 2024. 2. 15 (甲7)

(原告) 準備書面 2024. 2. 21 (甲6)

口頭弁論 2024. 2. 22 静岡地裁(調書作成) (甲9)

～省略～

(被告) 準備書面(1) 2024. 6. 15 (甲8)

【問題点】

口頭弁論にて、書面と共に、謝罪の上、訂正した。したがって、それ以前の答弁書(甲7)は、問題ではない。

口頭弁論後にも関わらず、被告の準備書面(1)(甲8)には、違法ではなく、「不当」鑑定に関する記載がある。

①まず、この点が、不適切である。

②さらに、この文書は、他の事件との整合性が取れない。他の事件も同様に、A弁護士が行っている。

同じ原告が、同じように間違えて、その後「違法」だと訂正した経緯がある事件にも関わらず、他の事件においては、「不当」の文字はなく、「違法」と書かれている。

2つの事件では、原告はほとんど同じ文書を、使っている。同じ人間が作ったのだから。他の事件がやや遅れて、進行しているが、違いはその程度である。

他の事件では、2024. 6. 12(甲10)と2024. 7. 29(甲11)で文書が作成され提出されているが、違法だとハッキリ書かれている。不当の文字はない。間違いなく、認識した結果であろう。

静岡県は、
原告が、
謝罪して、訂正しても、認めないのだろうか。

静岡県が契約している弁護士は、
原告が、

謝罪して、訂正しても、認めないのだろうか。

2つの異なる対応は、何を意味しているのか。

これが日本の弁護士の力量である。とんでもないことだが、間違いなのではないか。

契約不履行である。

今も訂正していないが、これで、裁判長らの心証が悪くなったら、静岡県が不利になるのではないのか。

静岡県が不利になるのは、静岡県民約355万人が不利になる、ということだろう。裁判上の原告である私を除いて。

訴訟委任契約（甲1）を結んでいる。文字を扱う士業である弁護士が、そんなことをしていることを、静岡県職員は知っているだろうか。そのような者に、県は顧問契約で大金（2395万円）（甲2, 3, 4）を払い続けて、業務を任せていることを自覚しているのだろうか。

選定に問題はなかったのか。

業務が適切に行われているのか。

更新する際に、厳格な審査が行われているのか。

弁護士にも、慣れからくる慢心はないのか。

ここである。

「専門家に任せてさえ置けば、自分たちの責任はなくなる」

と丸投げの姿勢なのである。果たして、その姿勢で、絶対に間違いのないと言い切れるほど、専門家たちは、大変に立派なのだろうか。

これまでは、取り上げるのも不動産鑑定士が多かったのだが、不動産鑑定士に限ったことではない。

弁護士、税理士、公認会計士、建築士、司法書士等、専門家は数多く存在するが、

「専門家に任せておけば、責任がなくなる」

との意識、姿勢が、静岡県職員から感じるのである。

以前の「開発審査会」を巡る住民監査請求の際にも感じた。

監査委員からも、そう感じた。

監査委員も行政と一体となっている。

監査委員が、行政から独立機関、というのは事実ではない。

法律上、本来あるべき姿から、乖離した状態である。

県民の皆さん、騙されている。

そのときの陳述機会に参加した静大ロースクール卒業生は、

「この室内に、憲法違反の人間がいる」

と言っていたのは、私の理解を代弁していた。

「専門家に任せておけば、責任がなくなる」

絶対に、それではいけないのである。静岡県民から託された行政の執行として、不適切なのであ

る。

チェックしなければならない。

審査しなければならない。

検査しなければならない。

検証しなければならない。

一例を挙げれば、

司法書士会連合会の現役副会長B容疑者が逮捕された（甲12）。C容疑者の事件に絡んでいた。

「専門家に任せておけば、責任がなくなる」

のではないことを自覚せよ、との警鐘と受け止めなければならない。彼がたまたまだと言い逃れるのか。

他にも、専門家の不祥事を挙げればキリがない。前例踏襲をしていれば、一切違法及び不当がないのならば、君たちは要らない。過去データを大量に学習させたAIにやらせればいいのである。

不要な存在なら、その立場にとどまっていたはならないのである。

以上

添付資料 文書中は、甲1等と書く。

※1 訴訟委任弁護士選任理由書 6枚

※2 顧問弁護士選任理由 6枚

※3 顧問契約書 H20-R6年度 34枚

※4 顧問契約料 表

※5 01sojyou 2023.11.16

※6 準備書面 2024.2.21 星野光央

※7 答弁書 2024.2.15 4枚

※8 準備書面（1） 2024.6.15 3枚

※9 調書 第1回 2枚

※10 答弁書 企業局 2024.6.12 3枚

※11 被告 準備書面（1） 2024.7.29 2枚

※12 2万人の司法書士のトップ、日司連・副会長が逮捕の衝撃 4枚

- (注) 1 説明書原文に即して記載したが、A、B及びCは原文では実名で記載されている。
2 事実を証する書面として添付資料1から12までが添付されている（内容は省略）。

3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)

第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、財務会計行為の違法性・不当性に関し本件措置請求に財務会計行為そのものについて違法・不当とする理由は具体的には示されておらず、弁護士が訴訟代理人として裁判所に提出した書類に誤りがあったため、訴訟委任契約に係る支出等を違法・不当であるとする請求人の主張には要件を満たしているか疑義があったが、これらについては監査の過程の中で判断することとし、請求人が措置請求書に記載された場所に住所を有している等、その他の同条所定の要件は具備しているものと認められるので、令和6年11月18日に受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書等の記載から、請求人は、「請求人が原告で静岡県を被告とする静岡地方裁判所令和5年（行ウ）第29号公金返納等請求事件において、訴状に、静岡県が委託して作成された不動産鑑定評価書が「不当」な鑑定評価書である旨を記載したが、口頭弁論において「不当」と記載したのは「違法」の間違いであると書面も提出して訂正したのにもかかわらず、その後に県の訴訟代理人弁護士が裁判所に提出した準備書面において、請求人の主張を「「不当」鑑定」であると記載し、請求人の訂正を反映しなかったことが訴訟委任契約の不履行であり、報酬額の支出が違法及び不当である。訴訟委任契約の前提である顧問契約の報酬額の支出も違法及び不当である。顧問弁護士との契約や選定方法の見直し等をせよ。」と主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県経営管理部法務課
静岡県経営管理部資産経営課
静岡県出納局集中化推進課

3 請求人の陳述

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により令和6年11月28日に陳述の機会を設けたが、請求人は、陳述を行わなかった。

4 請求人への質問に対する回答

令和6年11月19日に請求人に対して次のとおり説明を求めたところ、令和6年11月20日に次のとおり請求人から回答書の提出があった。

1 住民監査請求の対象とする財務会計行為について (1) 静岡県職員措置請求書の「いつ、どのような財務会計行為を行ったのか」を記載する欄

に、訴訟委任契約及び顧問契約に基づく報酬額の支出について記載されています。一方で、「その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか」を記載する欄には、算定された報酬額そのものについては違法ではないと考えていると記載され、「どのような措置を請求するのか」を記載する欄に報酬額の支出についての記載がありません。また、顧問契約について違法又は不当と考える理由が具体的に記載されていません。

違法又は不当と主張されている財務会計行為は、令和6年2月16日に支払われた訴訟委任契約に基づく報酬額407,000円の支出並びに令和6年4月及び令和5年10月に支払われた顧問契約に基づく報酬額計1,430,000円の支出という理解でよろしいでしょうか。

はい、その理解です。

最も求めている措置は「次の事件から弁護士を代えること」です。他にも顧問弁護士がいるでしょう。同じ弁護士を立て続けていたら、比較ができません。他の弁護士に依頼できない理由もありません。

この後、挽回する弁護を行う可能性もあるでしょうが、低いでしょう。

(2) 静岡県職員措置請求書の「いつ、どのような財務会計行為を行ったのか」を記載する欄に、訴訟委任契約の前提として顧問契約が存在する旨が記載されていますが、顧問契約が訴訟委任契約の前提と考える理由を御説明ください。

既に提出した資料にある通り、

(2) 選任理由

本件については、A弁護士に令和5年9月6日に法律相談をしており、同弁護士は本件内容及び経過を熟知していることから訴訟代理人として最適である。

顧問契約を結ぶに至った経緯を記した書類に、顧問弁護士と9月6日に相談した記録が残っています。顧問弁護士でなければ、相談することはありません。もしそのようなことをすれば、その段階で、別途費用が発生します。顧問弁護士なら、県が支払っています。継続性から、当該弁護士を、訴訟代理人としたのです。顧問契約がなければ、訴訟代理人契約は発生していないのが、今回の事案です。

2 財務会計行為が違法又は不当と考える理由について

静岡県職員措置請求書の「その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか」を記載する欄に、訴訟委任契約については「原告が、口頭弁論という裁判長も立ち会う場で、謝罪し、訂正し、文書まで提出した内容について、それをそのまま、訂正前のものを持ち出して、文書を作成し、裁判において提出した。その行為が、とても専門職業家として期待される業務には及ばず、契約の不履行であり、違法及び不当である。」、顧問契約については「正当な手続きや適正な評価の上で、顧問契約が結ばれたのか、疑念を抱かざるを得ない。支出が違法及び不当

である。」と記載されていますが、訴訟委任契約及び顧問契約について財務会計行為（報酬の支出等）そのものが違法又は不当である理由がございましたら御説明ください。

契約した通り、支出しています。既に払った金は、金額上適切です。しかし、その契約が適切に履行されていないことを指摘しています。契約不履行、ということは、そもそも選定したことにも疑いが向けられなければなりません。「契約を適切に履行できない弁護士を選定した」ということですから。

3 県に生じた損害について

静岡県職員措置請求書の「その行為により、どのような損害が県に生じているのか」を記載する欄に、最小の経費で最大の効果を発揮していない、裁判長の心証を害し裁判を不利に進行させた旨が記載されていますが、財務上の損害についてはどのように考えているか御説明ください。

現状、契約不履行に支出した、ことになっています。地方自治法に基づき、違法な手続きです。無効です。今のままでは、407,000円全額が無効です。直ちに、訂正なり、謝罪をすれば、債務履行になるかもしれませんね。しかし、こんなことを原告である県民から言われなければ気が付かないとすれば、専門家に依頼することが適切なのか、どうか。検証しなければなりません。

感想

弁護士のやったことは消せません。ただし、裁判上の結果はまだ確定していません。ここから、大逆転の弁護が始まるかもしれません。静岡県が誇る凄腕の弁護士の仕事ぶりに期待しています。

ただし、今後も債務不履行が発生する可能性が高い以上、次回以降の訴訟代理人を別の者にしなければ、財務上の損害を、続けて発生させることとなります。当該弁護士がこのような債務不履行を繰り返すようでは、裁判で続けて負ける可能性も高いことにも触れざるを得ません。

5 監査対象機関の意見書の提出

監査対象機関である経営管理部法務課、経営管理部資産経営課及び出納局集中化推進課からは、令和6年11月25日及び27日付けで次の意見書が提出された。

意見書1（経営管理部法務課及び出納局集中化推進課）

意見書

第1 本件住民監査請求の適法性について

1 住民監査請求の対象

地方自治法242条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を図ることを目的

とし、その対象とされる事項は、同条1項に規定する事項、すなわち、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

2 本件住民監査請求の趣旨

この点、本件住民監査請求のうち、顧問弁護士に係る部分（以下「本件請求」という。）において、請求人は、県と顧問弁護士との間の顧問契約及びこれに基づく支出が違法又は不当であると主張しており、部分的に一見すると、財務会計上の行為を対象としているようにも思われる。

しかし、本件請求に係る趣旨を全体として見れば、その実は、特定の弁護士に対する不満から、当該弁護士が県の顧問弁護士であることに対する苦情を述べるに等しいものであって、財務会計上の行為を対象とするものではない。

これは、措置請求書において、当該弁護士の訴訟対応に係る不満を述べていること（なお、訴訟対応は顧問契約に含まれない。）、請求人が顧問契約に係る具体的な違法・不当事由を何ら主張していないこと、また、求める措置の内容として、顧問弁護士との契約の見直しや選定方法の見直しを挙げていることなどからも明らかである。

3 結論

したがって、本件請求は、財務会計上の行為を対象としておらず不適法であるから、却下されるべきである。

第2 本件契約の適法性について

請求人は、静岡県が特定の弁護士（以下、当該弁護士を「甲弁護士」という。）との間で締結した顧問契約（以下「本件契約」という。）について、契約の相手方の選定が「正当な手続きや適正な評価の上で、顧問契約が結ばれたのか、疑念を抱かざるを得ない」と主張し、これに基づく令和5年10月31日及び令和6年4月5日に行った報償費の支払が、「違法若しくは不当な公金の支出」（地方自治法242条1項）に該当すると主張しているため、以下のとおり甲弁護士の選定に関し、当県の意見を主張する。

1 契約方法及び契約の相手方の選定について

随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り締結できる（地方自治法234条2項）ところ、同法施行令167条の2第1項2号で「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」には随意契約ができることが規定されている。これを受けて、静岡県財務規則施行通達（昭和39年4月1日付け財第61号、会第241号）は、「他に代替性のない技術及びサービスの提供に係る契約をするとき」など「契約の相手方が特定される」場合においては随意契約をすることができることを規定している（第23の1（1）タ）。

そして、同条に該当するか否かの判断及びその上で契約の相手方を誰にするかという判断については、契約の目的、契約の締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要

因その他の諸般の事情を総合考慮した静岡県知事の合理的な裁量に委ねられていると解する。

2 本件契約を随意契約で締結したことの適法性

請求人の主張する公金の支出は顧問契約（以下「本件契約」という。）に基づく報償の支払であるところ、本件契約は訴訟、不服申立て、法令の解釈・運用等、行政執行上生ずる法律上の諸問題について、弁護士が法的な意見・助言を行うことを内容としている。

行政分野における法律上の諸問題への助言・意見を行うためには、これまでに個別法の運用・解釈に係る法律相談を受けた経験や制度趣旨・事業実施に至る背景事情への理解など、一般の民事事件・刑事事件とは異なる経験・法律知識が必要となる。また、当県独自の制度に係る相談がなされることから本県行政が直面する紛争の内容、傾向、対処とその予防にも精通している必要がある。

そのため、本件契約は、相手方が弁護士資格を有している者であれば誰でもよいというわけではなく、上記のような一定の素養を持つ者に限定されることから地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号に該当し、随意契約により締結したことは、静岡県知事の裁量の範囲内であり、違法又は不当な点はない。

3 本件契約の相手方として甲弁護士を選定したことの適法性

本県は、甲弁護士との間で平成 19 年度から顧問契約を締結しており、甲弁護士は本県行政に対し継続的に法律相談を通じた適切な助言、指導を行っている弁護士である。これまでの法律相談の実績から、甲弁護士は公法・私法について広く通じていることはもちろんのこと、本県行政が直面する紛争の内容、傾向、対処とその予防に精通し、関係する法令や裁判例に明るいと見える。また、本県が当事者となった訴訟の訴訟代理人を務めた経験も多数あり、法律相談を通じた助言・指導と合わせて、本県の適正な行政執行に貢献してきた実績もある。さらに、前年度以前からの相談案件につき継続的な対応も可能である。そうだとすれば、同弁護士は本件契約の相手方として必要とされる代替性のないサービスを提供することが可能な者といえる。

したがって、本件契約の相手方として同弁護士を選定したことは、静岡県知事の合理的な裁量の範囲内であり、本件契約の締結に違法又は不当な点はない。

第 3 本件契約に基づく報償の支出について

本件契約に基づく報償の支出（以下「本件支出」という。）は「静岡県財務規則」79 条及び 102 条並びに「静岡県財務規則の施行について」第 36 の 4 等により、法務課から回付された書類に基づき、集中化推進課において支出したものである。上述のとおり、本件契約の締結、内容が適法である以上、これに基づき行われた本件支出は適正である。

（注）意見書原文に即して記載した。

意見書 2（経営管理部資産経営課及び出納局集中化推進課）

意見書

第1 本件住民監査請求の適法性について

1 住民監査請求の対象

地方自治法 242 条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を図ることを目的とし、その対象とされる事項は、同条 1 項に規定する事項、すなわち、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

2 本件住民監査請求の趣旨

この点、本件住民監査請求のうち、訴訟委任契約に係る部分（以下「本件請求」という。）において、請求人は、訴訟委任契約に基づく支出が違法又は不当であると主張しており、部分的に見ると、財務会計上の行為を対象としているようにも思われる。

しかし、本件請求に係る趣旨を全体として見れば、その実は、特定の弁護士に対する不満から、当該弁護士が県の被告訴訟代理人であることに対する苦情を述べるに等しいものであって、財務会計上の行為を対象とするものではない。

これは、措置請求書において、当該弁護士の訴訟対応に係る不満を述べていることから明らかである。

3 結論

したがって、本件請求は、財務会計上の行為を対象としておらず不適法であるから、却下されるべきである。

第2 本件契約の適法性について

請求人は、静岡県が特定の弁護士（以下、当該弁護士を「甲弁護士」という。）との間で締結した訴訟委任契約（以下「本件契約」という。）について、「原告が口頭弁論という裁判長も立ち会う場で、謝罪し、訂正し、文書まで提出した内容について、それをそのまま、訂正前のものを持ち出して、文書を作成し、裁判において提出した。その行為が、とても専門職業家として期待される業務には及ばず、契約の不履行であり、違法及び不当である。」と主張し、これに基づく令和 6 年 2 月 16 日に行った報償費の支払が、「違法若しくは不当な公金の支出」（地方自治法 242 条 1 項）に該当すると主張しているため、以下のとおり甲弁護士との訴訟委任契約に関し、当県の意見を主張する。

- 1 本件契約においては、静岡県が甲弁護士へ静岡県地方裁判所令和 5 年（行ウ）第 29 号公金返納等請求事件（控訴審を含む以下「本件」という。）の訴訟代理人として、本件に関する一切の事項を処理することを委任したもので、甲弁護士が本件契約に基づき静岡地方裁判所に提出した準備書面（1）に「不当鑑定」と記載したことをもって、契約の不履行にはならない。
- 2 よって、本件契約の締結に違法又は不当な点はない。

第3 本件契約に基づく報償の支出について

本件契約に基づく報償の支出（以下「本件支出」という。）は「静岡県財務規則」第79条及び第102条並びに「静岡県財務規則の施行について」第36の4等により、資産経営課から回付された書類に基づき、集中化推進課において支出したものである。上述のとおり、本件契約の締結、内容が適法である以上、これに基づき行われた本件支出は適正である。

（注）意見書原文に即して記載した。

6 監査対象機関の意見等に対する請求人の反論

請求人からは、令和6年12月2日に「意見書1と意見書2への反論」が提出された。（内容は省略）

7 監査対象機関への聞き取り調査結果（要旨）

令和6年12月9日に監査対象機関（資産経営課）から訴訟委任契約の履行状況等について聞き取りを行った。

また、令和6年12月10日に監査対象機関（集中化推進課）から訴訟委任契約に係る弁護士報酬の支出手続き等について聞き取りを行った。

それらの内容は、監査対象機関の意見書の内容を除くと、次のとおりである。

なお、請求人が主張している違法・不当とする理由は、顧問契約の締結や履行とは直接関係はないため、顧問契約については監査対象機関（法務課及び集中化推進課）からの聞き取りを行っていない。

(1) 資産経営課

- ・ 令和6年1月22日付けの訴訟委任契約において、請求人を原告とし静岡県知事を被告とする静岡地方裁判所令和5年（行ウ）第29号公金返納等請求事件に関する一切の事項の処理をA弁護士に委任している。
- ・ A弁護士は、当該裁判に関して、期日までに裁判所へ提出する書面を作成し提出している。また、当該裁判に関する口頭弁論に出廷しており、訴訟委任契約は履行されている。

(2) 集中化推進課

- ・ 支出命令の事務については、集中化推進課では、本庁の課長、事務局の課長等からの依頼を受け、報償費（弁護士報酬は報償費で支出される）等の総務経費について支出命令の事務を行っている。静岡県財務規則の施行について第36.6において、本庁の課長、事務局の課長等は、静岡県財務規則第101条第1項各号に掲げる事項（法令又は契約に違反していないこと等）を調査し、適当と認めたものを集中化推進課に回付しなければならないとなっている。
- ・ 訴訟委任契約に係る弁護士報酬は、資産経営課が作成した報酬・報償支払名簿をもとに集中化推進課が訴訟委任契約書で定められた額を支払っている。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(1) 訴訟委任契約に係る訴訟において裁判所へ提出した書類について

ア 静岡地方裁判所令和5年（行ウ）第29号公金返納等請求事件において、原告である請求人は、訴状に静岡県が委託して作成された不動産鑑定評価書が「不当」な鑑定評価書である旨を記載したが、令和6年2月22日の口頭弁論において、訴状に「不当」と記載したのは「違法」の間違いであると訂正した。

イ 被告である静岡県の訴訟代理人弁護士が提出した令和6年6月3日付けの準備書面に、「原告は、令和5年5月に原告から資産経営課に対して行われた質問に対し、資産経営課が一般財団法人日本不動産研究所から説明を受けた令和5年6月22日時点で不動産鑑定評価書が違法であると認識できたと主張している。しかしながら、答弁書で主張しているとおおり、そもそも不動産鑑定評価書については、その内容に不当鑑定と認められる内容や重大な瑕疵は存在せず、適正に鑑定がなされたものと判断した上で検収・受領している。」と記載されている。

(2) 訴訟委任契約及び顧問契約について

ア 訴訟委任契約に係る支出

- ・ 契約日 令和6年1月22日
- ・ 契約期間 令和6年1月22日から令和6年3月31日まで
- ・ 支払日 令和6年2月16日
- ・ 支払額 407,000円

イ 顧問契約に係る支出

- ・ 契約日 令和5年4月3日
- ・ 契約期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで
- ・ 支払日 令和5年10月31日、令和6年4月5日
- ・ 支払額 計1,430,000円（各715,000円）

(3) 訴訟委任契約の履行状況

ア 県は、請求人を原告とし静岡県知事を被告とする静岡地方裁判所令和5年（行ウ）第29号公金返納等請求事件に関する一切の事項の処理をA弁護士に委任している。

イ A弁護士は、当該裁判における口頭弁論への出廷や裁判書に提出する書類の作成等、訴訟委任契約に基づく委任事項を履行している。

(4) 訴訟委任契約及び顧問契約に係る弁護士の報酬の支出

ア 静岡県財務規則第79条及び静岡県財務規則の施行について（通達）第36の規定により、報償費（弁護士報酬は報償費で支出される）の支出については、集中化推進課が処理することとされている。また、同通達において本庁の課長は静岡県財務規則第102条各号に掲げる事項（請求又は支出の金額の基礎を明らかにする書類等）を集中化推進課長に回付することによって支出命令の事務を依頼すること、この場合において、静岡県財務規則第101条第1項各号に定める事項（法令又は契約に違反していないこと等）を調査し適当と認めたものを回付しなければならない

と定められている。これらの規定に基づき、事業を所管する課は、報償費については、報酬・報償支払名簿、支出の根拠となる書類（契約書等）をそろえ集中化推進課に提出し、集中化推進課が当該書類を基に支出処理を行う。

イ 訴訟委任契約に係る弁護士の報酬については、集中化推進課は当該書類を基に支出票を作成し、令和6年2月16日に弁護士に対し、報酬の支出を行った。

顧問契約に係る弁護士の報酬については、集中化推進課は当該書類を基に支出票を作成し、令和5年10月31日及び令和6年4月5日に弁護士に対し、報酬の支出を行った。

2 判断

第4の1の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

本件措置請求において、請求人は、訴訟委任契約及び顧問契約に係る弁護士の報酬が公金の支出として違法又は不当な財務会計行為であると主張し、顧問弁護士との契約や選定方法の見直し等の措置を求めているものと解される。

請求人は、訴訟委任契約及び顧問契約に係る弁護士の報酬の支出についての違法性・不当性を指摘しているが、その理由は弁護士が訴訟代理人として裁判所に提出した書類に誤りがあり、訴訟委任契約の不履行に当たるため、その報酬を支出した財務会計行為が違法又は不当であるとするものである。また、顧問契約がなければ訴訟委任契約は発生していないため、顧問契約に係る報酬を支出した財務会計行為も違法又は不当であるとするものである。

令和6年1月22日に締結した訴訟委任契約書において、静岡県は、請求人を原告とし静岡県知事を被告とする静岡地方裁判所令和5年（行ウ）第29号公金返納等請求事件に関する一切の事項の処理をA弁護士に委任しているが、A弁護士は当該裁判における口頭弁論への出廷や裁判所に提出する書類の作成等、訴訟委任契約に基づく委任事項を履行していることが認められる。また、請求人が主張する裁判所への提出書類の誤りについても、誤りであったか否かについて断定はできないが、仮に記載が誤りであったとしても軽微な誤記に過ぎず、当該誤記によって請求人が主張するように裁判長の心証を害し裁判で県が不利になるとは考え難く、当該誤記により訴訟委任契約に基づく報酬の支出が違法・不当となるものではない。

また、請求人は、令和5年10月及び令和6年4月に支払われた顧問契約に係る弁護士の報酬の支出について違法性・不当性を指摘しているが、請求人が主張している違法・不当とする理由は、顧問契約とは別の契約におけるものであり、顧問契約の締結や履行とは直接関係はなく、顧問契約に係る弁護士の選任や報酬の支出を違法・不当とする理由にはなり得ない。

したがって、本件顧問契約に関する措置請求は、財務会計上の行為等の違法性又は不当性について、具体的な理由が摘示されたものと判断することはできないことから、不適法な請求と言わざるを得ない。

3 結論

以上のことから、本件措置請求のうち訴訟委任契約に係る請求については、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず棄却し、顧問契

約に係る請求については、自治法第242条第1項に定める要件を満たさないため、自治法第242条に定める住民監査請求として不適法であり却下する。